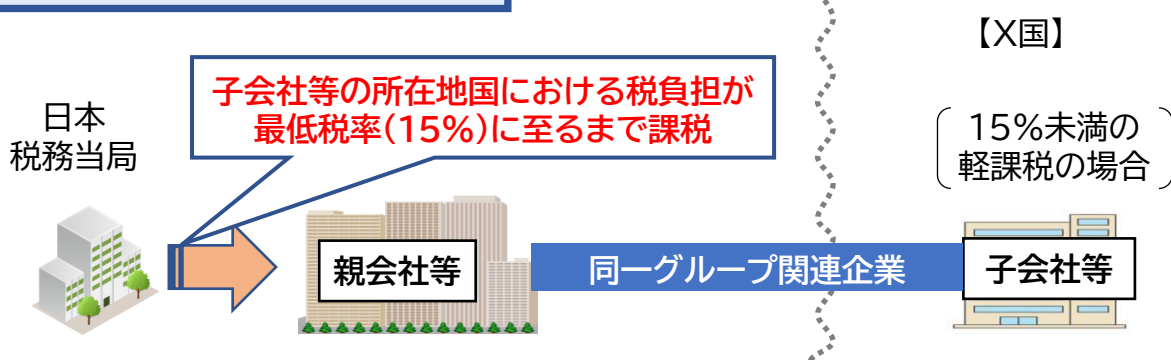


IIRの課税対象ではありませんか？ ～要チェック！我が社も対象？IIR～

2021年10月にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税に対応するため、令和5年度税制改正により、グローバル・ミニマム課税の3つのルールのうち、IIR(所得合算ルール)に係る法制化として、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等」が創設されました。

IIR: Income Inclusion Rule



対象となる法人は？

所属する企業グループは多国籍企業グループ等に該当しますか。

↓ はい

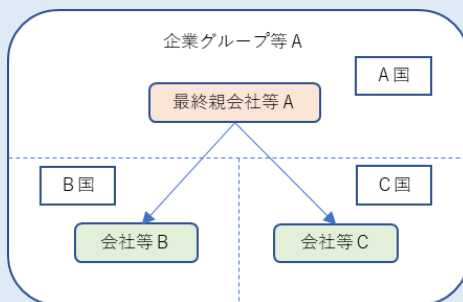
所属する企業グループの各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上ですか。

※ 本邦通貨表示の金額への換算は、本税制を適用する対象会計年度開始の日の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値を使用。

(例) 対象会計年度開始の日の属する年が令和6年である場合、約1,179億円となります。

↓ はい

【多国籍企業グループ等のイメージ】



企業グループ等Aは、所在地国が2か国以上(3か国)あるので、多国籍企業グループ等に該当します。

所属する企業グループが特定多国籍企業グループ等に該当し、**IIRの対象となる可能性があります。**

詳細は、「グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし」をご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023003-075.pdf>)



いつから対象？

IIRは、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

何をいつまでに提出するの？

IIRの対象となる企業グループに属する内国法人は、所在地国ごとの国別実効税率等の水準等の事項を含んだ「特定多国籍企業グループ等報告事項等」をCSV形式又はXML形式で作成し、提供する必要があります(情報申告)。

また、課税標準が算出される場合には、IIRに係る申告書を作成・提出し、納税する必要があります(課税申告)。

これらは各対象会計年度の終了の日の翌日から1年3月以内(初回は1年6月以内)に行う必要があります。

どうやって提出するの？

情報申告はe-Taxにより行う必要があります。

また、課税申告についても、対象会計年度開始時における資本金等の額が1億円を超える等の一定の法人は、e-Taxにより行うことが義務付けられています。

もっと詳しく知りたいときは？

税制改正の概要・Q&Aなど各種情報を国税庁ホームページに掲載しています。

【グローバル・ミニマム課税情報】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/global-minimum/index.htm>



申告等に関する個別照会※については、個別照会窓口で対応いたします。
なお、一般的なご質問やご相談については、各局(所)の電話相談センターへお問い合わせください。

※ 内容が申告又は納税に直結しており、複雑で具体的書類や事実関係を確認する必要があるものなどをいいます。

【個別照会窓口】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/global-minimum/pdf/0024003-055.pdf>

